

COPA-DATA ソフトウェア エンドユーザーライセンス契約書

以下をよくお読みください。本書には、提供ソフトウェアの使用に伴い生じる重要な権利や義務について記載されています。

本エンドユーザーライセンス契約書（以下「EULA」といいます）とこれに関連する一切の条件（以下、「本契約」と総称します）は、お客様と、Ing.Punzenberger COPA-DATA GmbH（Karolingerstraße 7b, 5020 Salzburg, Austria を拠点とし、オーストリアの会社登記簿に番号 56922i の会社として登記されている会社で、以下、「COPA-DATA」といいます）の間で締結されるものです。本契約の定めは、本契約が同封されている COPA-DATA のソフトウェア製品（以下においては、関連メディア、印刷物および電子文書を含む当該製品を「対象ソフトウェア製品」といいます）の使用に適用されます。別段のライセンス契約または利用規約が提示されていない限り、本契約は、あらゆるソフトウェア更新、アドオンコンポーネント、ウェブサービス、または追加機能として、お客様が対象ソフトウェア製品の原版受領後に、COPA-DATA がお客様に提供するまたは提供する可能性のあるものに適用されます。本契約に同意し、対象ソフトウェア製品をインストールまたは使用した時点で、以下の定めに同意したものとみなされます。本契約の内容に同意しないと、対象ソフトウェア製品をインストールすること、当該製品にアクセスすること、当該製品やその一部を使用することはできません。また本ソフトウェアを使うことで、オンラインアプリケーション、クラウドサービスまたは類似の製品およびサービスにアクセスできる場合がありますが、当該アプリケーション等の使用には、お客様による同意を必要とする別途のガイドラインまたは条件が適用される場合がありますのでご注意ください。

対象ソフトウェア製品のライセンスに関する定め

この対象ソフトウェア製品や、関連するソフトウェア更新、アドオンコンポーネント、ウェブサービス、補完機能等は、著作権やその他知的財産に関する法律または条約により保護されています。対象ソフトウェア製品は、ライセンス付与の対象物であり、販売品ではありません。

1. ライセンスの付与

- ▶ **対象ソフトウェア製品のインストールおよび使用に必要なライセンスの付与全般：**
本契約に基づくソフトウェアの使用は、単一の物理ハードウェアシステムもしくは仮想ハードウェアシステムまたは単一の他のデジタルデバイス、電子デバイスもしくはアナログデバイスであって、対象ソフトウェア製品を作動させることができる性能を備えたもの（以下「対象デバイス」といいます）における使用に限定されています。対象ソフトウェア製品のライセンスは共有できません。

- ▶ **リモートアクセスサーバーでの運用に必要なライセンスの付与に関する代替規定：**
リモートアクセスサーバーでの運用に必要なライセンスをご購入のお客様は、単一の対象ソフトウェア製品を、リモートアクセスサーバーにインストールし、内部で運用しているネットワークからクライアントを介して当該製品にアクセスすることができます。この用例においては、個々のクライアントごとにライセンスが必要となり、ライセンスを複数のクライアントで共有することはできません。

2. 他の権利および制限に関する説明：

- ▶ **デモ版ソフトウェア：**お客様は、デモ版（評価版）ソフトウェアを、一定期間に限り個々のデバイスで使用できます。使用可能期間は、デモ版内で確認でき、通常は、プログラムの起動時か、メニュー内のライセンス条件に表示されます。

この期間が満了すると、デモ版使用権は失効し、それ以降はデモ版を使用できなくなります。

デモ版は、製品評価のためだけに提供されるものです。デモ版を営利目的で使用したり、本番環境で使用したりすることはできません。デモ版について付与されるライセンスはありません。本契約の定めに従反すると、デモ版使用権は随時に剥奪されます。

- ▶ **アカデミック版ソフトウェア：**対象ソフトウェア製品に「アカデミック版」または「AE」と標示されている場合、当該製品は、「認定教育機関の正規ユーザー」であるお客様に限り使用でき、それ以外のお客様は当該製品を使用できません。ご自身が認定教育機関の正規ユーザーかどうか確認するには、Ing.Punzenberger COPA-DATA GmbH, 5020 Salzburg, Austria (office@copadata.com) か、お住まいの国に所在する COPA-DATA の事業所または担当者にご連絡ください。
- ▶ **品質保証システム（以下「Q システム」といいます）用ソフトウェアまたは試験システム（以下「T システム」といいます）用ソフトウェア：**「Q システム」用ソフトウェアまたは「T システム」用ソフトウェアを本番環境で使用することはできません。これらのシステム用ソフトウェアは、当該ソフトウェアやシステム環境に実装する新機能の反復的な試験や、予備的な品質確認にのみ使用できます。
- ▶ **サブスクリプションとしてのソフトウェア：**対象ソフトウェア製品を、サブスクリプション製品または期間限定ライセンス製品として購入された場合、その使用権は該当するサブスクリプションまたは使用期間の最終日が終了した時点で失効します。当該失効ライセンスは、随時に更新でき、中断後であっても再アクティベーションできます。
- ▶ **Engineering Studio サブスクリプションとしてのソフトウェア：**ソフトウェア製品を、Engineering Studio のサブスクリプション製品として購入された場合、実稼働シ

システムでの使用は禁止され、ソフトウェアの使用は開発目的のみに限定されます。さらに、「サブスクリプションとしてのソフトウェア」の利用規約も適用されます。

- ▶ **必須のアクティベーション**：特定の状況で対象ソフトウェア製品を使い続けるには、複数製品の起動後にアクティベーションが必須となることがあります。アクティベーションを行うには、対象ソフトウェア製品の起動シーケンス中に表示される説明に従ってください。
- ▶ **対象ソフトウェア製品に関する権利の保持**：COPA-DATA がお客様にライセンス付与するソフトウェア製品については、COPA-DATA は、あらゆる著作権および類似の使用権（特に、営利使用権、データベース権、付帯著作権、指令第 98/84/EG 号（EC 官報（OJEU）L 320/1998 の 54 頁に掲載されている条件付きアクセス指令）に基づき付与される他の独占的な権利）を保有しており、これらの権利を完全に行使します。

対象ソフトウェア製品のすべてまたは一部分を複製、再現、提供、配信、修正または移転することは明示的に禁じられています。営利使用や第三者への移転（一部分のまたは変更版の営利使用や移転も含みます）は、その形態にかかわらず、COPA-DATA が本 EULA の定めに基づき明示的に認めている場合に限り認められます。対象ソフトウェア製品への第三者による無断アクセスに気付いた場合、お客様にはそれについて速やかに書面で COPA-DATA に通知する義務と、当該第三者に対し COPA-DATA の権利について通知する義務があります。

- ▶ **コピープロテクション（複製防止措置）**：対象ソフトウェア製品の無断コピーは禁じられています。無断コピーを防止するため、対象ソフトウェア製品は、コピープロテクションが施された状態で提供されることがあります。対象ソフトウェア製品に施されているコピープロテクションを迂回する行為は、法律に反する行為となり、COPA-DATA による訴追の対象となります。
- ▶ **第三者提供のプログラムおよびコード**：対象ソフトウェア製品には、第三者のプログラムまたはコードであって、必要に応じて COPA-DATA が定期的にライセンスを付与する第三者のプログラムまたはコードが含まれることがあります。この定めは、お客様への情報提供のみを目的としたものであり、いかなる形でも付与ライセンスを制限するものではありません。
- ▶ **リバースエンジニアリング、逆コンパイルおよび逆アセンブルに関する制限**：法律により特定の条件および範囲内で許可されている場合を除き、対象ソフトウェア製品のリバースエンジニアリング、逆コンパイルおよび逆アセンブルやこれらの試みは禁じられています。お客様の国においてこれらの行為が認められている場合であっても、その成果物を何らかの形で用いて、データ、ネットワーク、サービスまたはアカウントにアクセスしたり、COPA-DATA または第三者に損害をもたらしたりすることは、いかなる状況でも認められません。

- ▶ **コンポーネントの分離**：対象ソフトウェア製品は、統合製品としての使用がライセンス付与条件です。COPA-DATA が書面にて例外的に認めていない状況でコンポーネントを分離して複数のデバイスで使用することは禁じられています。
- ▶ **商標**：本契約では、購入したライセンスでカバーされていない COPA-DATA の商標または知的財産に対する権利は付与されません。
- ▶ **レンタル、リース、商用ホスティング**：対象ソフトウェア製品のレンタル、リースおよび貸与や、当該製品を用いた商用ホスティングサービスの提供は禁じられています。
- ▶ **ソフトウェアの移転**：対象ソフトウェア製品の最初のライセンシーに限り、当該製品と本契約に基づく権利および義務を、1度だけかつ永続的に、任意のエンドユーザーに対し直接移転できます。上記の移転には、対象ソフトウェア製品一式（あらゆるコンポーネント、メディア、印刷物、更新、本契約やその内容、また該当する場合は正規品証明書）を含めなければなりません。上記の移転を、委任または他の間接的な移転の形で行うことはできません。1回限りの上記移転を受けた方は、本契約の定めに従うことと、対象ソフトウェア製品をさらに移転しないことに同意しなければなりません。さらなる移転や、サブスクリプション製品の移転は認められていません。
- ▶ **解除**：COPA-DATA は他の制定法に基づく権利や合意済みの解除権に加えて、本契約の1つ以上の定め反する行為があった場合、本契約を予告なく解除できる権利があります。契約解除時には、対象ソフトウェア製品とそのすべてのコンポーネントの全コピーを返却または削除しなければならず、返却または削除が不能な場合には、COPA-DATA から求められた方法で当該全コピーを破棄しなければなりません。
- ▶ **第三者のコンテンツ**：第三者のコンテンツのうち、対象ソフトウェア製品には含まれていないものの、当該製品を使えばアクセスできるものについては、COPA-DATA はいかなる法的責任も負いません。

3. 更新

対象ソフトウェア製品に更新版と標示されている場合、当該更新版を使用するには、当該使用に適したものとして COPA-DATA が指定している製品のライセンスを取得しなければなりません。更新版として指定されている対象ソフトウェア製品は、初期製品の後継版または補完版となります。本契約の定めは、更新が適用された対象ソフトウェア製品にも適用されます。対象ソフトウェア製品が、統合製品としての使用を条件にライセンスを取得しているソフトウェアプログラムパッケージに含まれるコンポーネントの更新版である場合、当該製品は、当該パッケージの一部として使用する場合に限り使用できます。個別使用（複数のデバイスにおける使用など）は認められません。

- ▶ **サードパーティーソフトウェアの更新／アップグレード**：COPA-DATA のコードまたはソフトウェアの更新版の使用に適したものとして指定されているものではないソフトウェアの更新またはアップグレードにより、COPA-DATA のソフトウェアの使用ライセンスが付与されたり、該当のサードパーティーソフトウェアが対象ソフトウェア製品となったりすることはありません。

4. 産業財産権

対象ソフトウェア製品およびそのコピーや、これらに含まれるあらゆるコンテンツ（商標、ロゴ、画像、写真、動画、映像、音声、音楽、文字、アプレット、付属印刷物など）に付帯する専有権や知的財産権は、COPA-DATA またはそのサプライヤーが保有しています。第三者が保有する知的財産権や財産権であって、対象ソフトウェア製品を用いることでアクセスできるコンテンツに付帯するものには、当該権利の保有者が定めている規則が適用されるため、当該権利については、お客様ご自身で情報を入手する必要があります。本条項に定められている知的財産を、対象ソフトウェア製品の使用以外の用途に使用することができる権利が、本契約に基づき付与されることはありません。対象ソフトウェア製品に付属する印刷物をコピーすることはできません。当該付属文書が電子文書形式でのみ提供されている場合は、1部に限り印刷することができます。

5. バックアップコピー

本契約に従って対象ソフトウェア製品1つをインストールした後においては、バックアップかアーカイビングを目的とする場合に限り、COPA-DATA から提供された、対象ソフトウェア製品が収録されているオリジナルメディアを保管しておくことができます。対象デバイス上で対象ソフトウェア製品を使うためにオリジナルメディアが必要な場合、お客様は、バックアップかアーカイビングを目的とする場合に限り、対象ソフトウェア製品のコピーを1つ作成できます。お客様は、COPA-DATA から認められていない限り、1つを超えて、対象ソフトウェア製品または当該製品に付属する印刷物のコピーを作成することはできません。

6. 表明および保証に関する注意事項

提供される対象ソフトウェア製品やサポートサービスは、法律が認められる範囲において購入者であるお客様に危険負担責任があるものとし、瑕疵不存在の表明なく提供されるものです。お客様は、下記の定めに基づき保証を請求できます。

本条項に定められている保証は、COPA-DATA が、対象ソフトウェア製品のメーカーとして引き受けるものです。本条項に基づく保証の結果として、お客様が最寄りの販売店に対し法定法に基づき行うことができる保証または法的責任の請求が当該結果をもって代替されたり、制限されたりすることはありません。

制定法に基づき行使できる権利は、法律に定められている範囲内で、本条項に基づく保証の請求に加えて行使できます。

メーカー保証は、関連文書または対象ソフトウェア製品に付帯している他のあらゆる明示的な保証（存在する場合）に優先します。表明遵守または保証の請求のうち、本契約の定めに従う請求は、明示的な請求、黙示的な請求または制定法に基づく請求のいずれであるかにかかわらず否認されます。当該請求には、商品性、特定目的への適合性、正確性、対応の完全性、成果、専門家として相応しい対応、マルウェア不存在、サポートサービスの提供などに関する表明の遵守または保証の請求が含まれます。また、対象ソフトウェア製品の所有、当該製品の完全な使用／所有、当該製品に関する説明の正確性、当該製品に関して第三者が有する権利の非侵害に係る請求も否認されます。

- ▶ **メーカー保証：**対象ソフトウェア製品は、汎用製品として開発および提供される、もしくはされたものです。この汎用途と、製品ユーザー固有の用途は、一致しないことがあります。COPA-DATA は、対象ソフトウェア製品について、基本的には、引渡しまたはダウンロードの日から 90 日間は付属の紙版または電子版資料の内容に沿って動作するものであることを保証します。
- ▶ **お客様による請求：**対象ソフトウェア製品が、保証に関する本条項の定めに従っていない場合、COPA-DATA は、お客様のご希望に応じて、（a）当該製品を修理または交換するか、（b）お客様からお支払いいただいた購入代金を返金します。対象ソフトウェア製品の不具合が、事故、誤用または誤った適用に起因するものである場合、保証に関する本条項の定めは適用されません。交換後の対象ソフトウェア製品について COPA-DATA が引き受ける保証の期間は、交換前の製品に付帯していた保証の残期間と 30 日間のいずれか長いほうの期間となります。お客様が合理的な対策（定期的なデータバックアップなど）を講じていれば回避できたであろう損失または損害については、COPA-DATA はいかなる法的責任も負いません。保証請求の際には、購入証明書（通常は、日付入りの請求書）の提示が必要です。COPA-DATA は、保証に関する本条項の定めに基づくサービスを無償で提供します。対象ソフトウェア製品の出荷費用負担責任や、付帯する危険の負担責任は、COPA-DATA に帰属しません。

7. サポートサービス

該当製品が、その製品ライフサイクル（詳しくは、<https://www.copadata.com/ja/support-services/product-life-cycle-and-support/>に掲載されている「zenon Service Engine のリリースとサポートサイクル」をご覧ください）を超過したものでない場合、COPA-DATA は、本ライセンス契約に基づき、該当製品の購入日から 2 年間は基本的なサポート（以下「対象サポートサービス」といいます）を提供します。このサポートの過程では、COPA-DATA が責任をもって、お客様から提示された依頼を分析し、これに対応します。お客様に、提示したサー

ビス依頼への優先対応を求める権利はありません。優先対応をご希望のお客様は、プレミアムサポートサービス契約を別途締結してください。このオプションに興味をお持ちの場合は、sales@copadata.com宛ての電子メールにて弊社までお知らせください。

お客様が COPA-DATA とプレミアムサポートサービス契約を締結している場合、当該契約の定めが本契約の定めに優先します。

COPA-DATA のサービス技術者は、経済的に正当な形でお客様のご希望に応じることができる限り、発生問題の解決に向けあらゆる努力を尽くします。発生した問題については、付帯保証の対象でない限り、その解決を法的に求めることはできません。サポートサービスの一環として提供される追加のソフトウェアコードは、対象ソフトウェア製品の一部分とみなされ、本契約の定めが適用対象となります。

COPA-DATA が本契約に基づき提供するあらゆるサポートサービスには、分析プログラム説明や関連文書（<https://onlinehelp.copadata.com>などの「オンライン」サイトに掲載されているものであるか、他のメディアを介して提供されるものであるかは問いません）に盛り込まれている関連条件が適用されます。

お客様は、COPA-DATA がサポートサービスの一環としてお客様から提供されたあらゆる技術データを製品サポートや製品開発を含む業務のために使用する権利があることについて、承認、同意するものとします。COPA-DATA には、当該技術データを、匿名化した形か、個人データを含まない形でのみ収集および使用する義務があります。

サポートサービスに関しては、制定法の定めが適用が必須でない限り、本契約の定めが優先的に適用されます。

8. 法的責任の制限、ならびに二次的損害、偶発的損害およびその他特定の損害に対する法的責任の免除

COPA-DATA は、自らに意図的で重大な過失がある場合、負傷や死亡が生じている場合、製造物責任に関する法令に基づく請求を受けた場合に、必要な法的責任を果たします。加えて COPA-DATA は、必ず従うべき法の定めが免責を禁じていない限り、法的責任を免れます。法律が認めている範囲内で、COPA-DATA またはそのサプライヤーは、いかなる種類の特別な損害、偶発的損害、間接的損害または二次的損害に対する法的責任も免れます。特に、逸失利益、情報喪失、事業中断、人的負傷、プライバシー喪失、評判低下、義務（信義則に基づき真摯な行動する義務や善管注意義務を含みます）の不履行、過失、金銭的損失に関する損害や、対象ソフトウェア製品の使用、当該製品の使用不能、サポートサービスの提供または当該サービスの府提供に起因する他の損害、また本契約の定めが起因または関連するか、本契約と何らかの因果関係がある他の損害については、いかなる法的責任も生じません。本条項

の定めは、責任の種別が、過失責任、不法行為責任（不注意に対する責任を含みます）、厳格責任、契約違反または表明内容に反する事態に対する責任のいずれであるかにかかわらず適用され、該当損害の発生可能性について予告されていた場合でも適用されます。

お客様がどのような理由でどのような損害（上記損害のすべてと、他の直接的な又は一般的なあらゆる損害を含みます）を被ったかにかかわらず、COPA-DATA やそのサプライヤーが本契約の定めに基づき負うべき全責任は、対象ソフトウェア製品についてお客様から実際に払い受けた額からユーロのいずれか高い方の額を返金する責任に制限されます。法的責任の制限に関するこの定めは、COPA-DATA が保証請求に応じて行う修理または交換の請求には適用されません。

購入国で施行されている法の定めが、本条項前段の法的責任制限規定の適用を認めていない場合、当該規定は次の規定と置き換えられます。「COPA-DATA は、自らに意図的で重大な過失がある場合、負傷や死亡が生じている場合、製造物責任に関する法令に基づく請求を受けた場合に、制定法の定めに従い必要な法的責任を果たします。COPA-DATA にそれ以上の法的責任は生じません。この定めは、法的責任が生じるあらゆる状況（無許可の活動を含む）に適用されます。」

9. MICROSOFT SQL SERVER STANDARD

Microsoft SQL Server Standard Edition を使用するには、対応するライセンスを Microsoft から取得する必要があります。この製品には、Microsoft のライセンス条件のみ適用されます。Microsoft SQL Server Standard Edition のライセンスが購入製品に含まれている場合、ライセンス証明書に、ライセンスの番号と種類が一覧表示されます。追加のライセンスが必要な場合は、Microsoft かその再販業者から購入できます。

COPA-DATA の対象ソフトウェア製品と一緒に提供される Microsoft SQL Server Standard Edition のライセンスは、当該製品と一緒に当該 Edition を使用することのみを許諾内容とするものです。

Microsoft SQL Server の正確なライセンス条件は、ISO のルートディレクトリ、もしくはインストール先フォルダ内にある次の文書にて確認できます：

EULA_Microsoft_SQL_Server_2022_EN.rtf

10. オープンソースコンポーネント

本契約は、対象ソフトウェア製品に含まれているオープンソースコンポーネントに適用されません。当該コンポーネントのライセンス条件については、オープンソースソフトウェアセクションにある製品文書をご覧ください。

11. データ保護

対象ソフトウェア製品およびそのアプリケーションや、これらについて提供されるサポートサービスには、個人データ保護に関する法規制（GDPR など）が常に適用されます。お客様は、COPA-DATA のプライバシーポリシー<https://www.copadata.com/en/general-data-privacy-policy/>に同意する必要があり、ライセンス付与後には、対象ソフトウェア製品に関するサポート、トラブルシューティングまたは改良といった目的のために個人データが随時収集されることにも同意するものとします。

12. 完全な合意

本契約（対象ソフトウェア製品に組み込まれる修正等に応じたあらゆる調整や追記が加えられた本契約を含みます）は、対象ソフトウェア製品や関連サポートサービス（提供される場合）に関してお客様と COPA-DATA が合意したあらゆる事項を含む唯一の法的文書です。本契約の内容は、対象ソフトウェア製品や本契約の他の項目に関して本契約の締結前か締結と同時に口頭または書面で行われた合意、提案および保障等の内容に優先します。COPA-DATA のガイドラインまたはサポートサービスプログラム文書にある個々の定めが、本契約の定めと相反する場合には、原則として本契約の定めが優先しますが、本契約の定めからの逸脱が認められる状況では、個々の定めが優先します。

上記の定めの内いずれかが無効とされた場合でも、本契約の無効とされていない部分は有効に存続します。

13. 準拠法および管轄司法機関

別段の合意がない限り、オーストリアの法律が適用されます。また、国際物品売買契約に関する国際連合条約や、国際契約における抵触法の原則は適用されません。管轄司法機関の所在地は、オーストリア共和国ザルツブルク市です。

お問い合わせ先：

Ing. Punzenberger COPA-DATA GmbH
Karolingerstraße 7b
A-5020 Salzburg
Austria

商業登記簿の番号：FN 56922i
電話番号：+43 / 662 / 43 10 02 - 0
Fax 番号：+43 / 662 / 43 10 02 - 33
電子メールアドレス：sales@copadata.com
URL：www.copadata.com